

平成21年10月より 個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります

税務課 内線261～263

今まで納付書や口座振替で納付いただいていた公的年金にかかる個人住民税（町県民税）が、地方税法の改正に伴い10月以降に支払われる公的年金から特別徴収（年金からの引き落とし）される制度が始まります。

◎特別徴収される方

次の全てに該当する方は公的年金から特別徴収されます。

- ①年金所得に対して個人住民税が課税されている方
- ②前年から公的年金を受給している方
- ③平成21年4月1日現在で65歳以上の方

◎特別徴収されない方

次のいずれかに該当する方は特別徴収されません。

- ①年金所得に対して個人住民税が非課税の方
- ②特別徴収する年税額が公的年金受給額を超える方
- ③介護保険料が年金から特別徴収されていない方

◎特別徴収の対象となる税額

特別徴収の対象となるのは年金所得から計算した住民税額のみで、年金所得以外の所得にかかる住民税額は対象となりません。

年金所得以外の所得から計算した住民税額は、これまでどおりの納付方法となります。

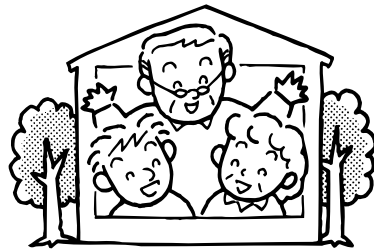
◎特別徴収の対象となる年金

国民年金、厚生年金、共済年金の老齢年金及び退職給付年金などをいいます。

障害年金及び遺族年金などの年金からは個人住民税の特別徴収はされません。

◎特別徴収の時期と税額

特別徴収の開始は平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の年金所得から計算した住民税額のうち半分については、平成21年8月までは納付書または口座振替で納めていただくことになっています。



○これまでの納め方 (例)住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

	納付書・口座で納める (普通徴収)			
納付月	6月	8月	10月	1月
税額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつを納付書または口座振替で納めていただきました。

○平成21年度の納め方

	納付書・口座で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
納付月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書または口座振替で納めていただきます。

○平成22年度以降の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	21年度2月と同じ税額			22年度税額の残り1/3ずつ		

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を特別徴収します。

10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を特別徴収します。